

告示

埼玉県告示第六百七十一号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	川口市
調査を行った時期	令和三年度
成果の名称	街区境界調査 図十六枚 街区境界調査 簿一冊
調査を行った地区	中央八地区（川口二丁目の一部、川口三丁目、川口四丁目、川口四丁目の一部、飯塚一丁目、二丁目の各一部）
認証年月日	令和四年六月二十二日